

地方財政健全化法に基づく健全化判断比率 及び資金不足比率について

2024年度決算

愛知県総務局財務部資金企画課

目 次

はじめに	1
1 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の概要	2
2 健全化判断比率の概要	3
3 健全化判断比率の算定結果	8
(1) 実質赤字比率	9
(2) 連結実質赤字比率	9
(3) 実質公債費比率	10
(4) 将来負担比率	11
4 資金不足比率の概要	13
5 資金不足比率の算定結果	15
6 財政用語解説	16
おわりに	17

はじめに

本資料は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく2024年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率について、算定結果をわかりやすくまとめ、公表するために作成したものです。

■算定結果の概要

○ 健全化判断比率

- ・ 2024年度決算の算定結果は、2023年度決算と同様に健全化判断比率4指標すべてが早期健全化基準を下回り、健全な水準となっています。
- ・ 実質公債費比率は、13.4%で2023年度決算と比較して0.2ポイント上昇しています。
- ・ 将来負担比率は、152.0%で2023年度決算と比較して10.3ポイント低下しています。

○ 資金不足比率

- ・ 2024年度決算の算定結果は、2023年度決算と同様に資金不足を生じた公営企業はないため、該当ありません。

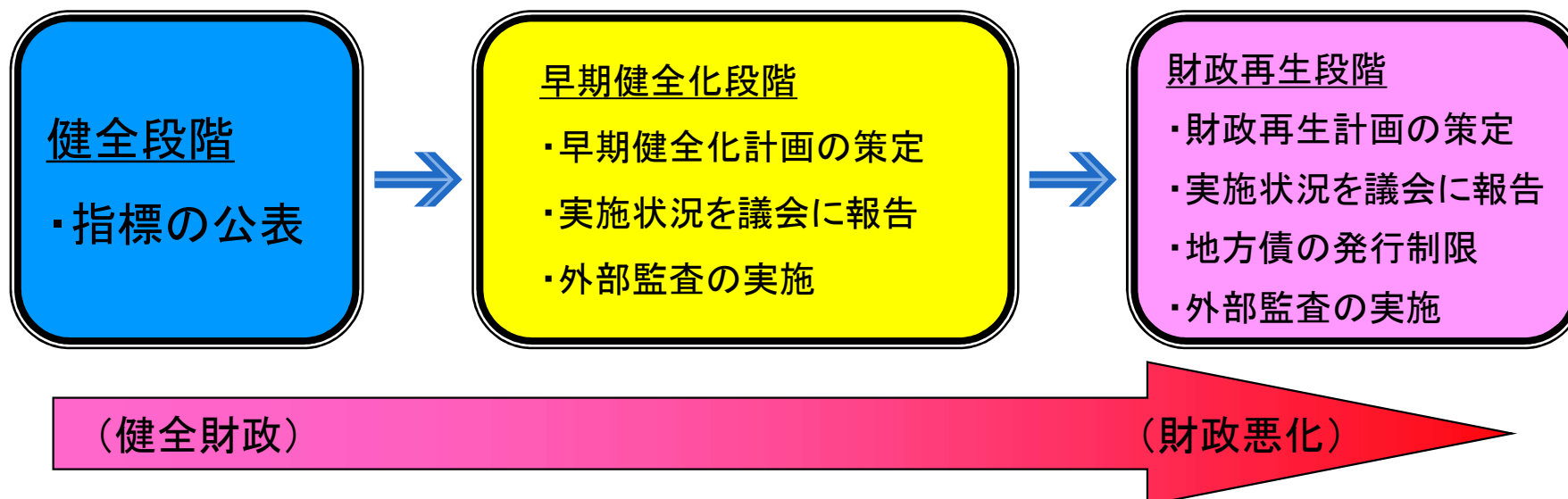
1 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の概要

(1) 健全化判断比率等の公表等

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「健全化法」という。）」が2008年4月から施行され、地方公共団体の長は、毎年度、健全化判断比率及び各公営企業ごとの資金不足比率を監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告するとともに、住民に対して公表することが義務付けられました。

(2) 財政の早期健全化、財政の再生

各地方公共団体は、健全化判断比率により「健全段階」「早期健全化段階」「財政再生段階」の3つの段階に区分され、早期健全化段階や財政再生段階になった場合には、それぞれ法律の規定に従って計画の策定や外部監査の実施が義務付けられます。



2 健全化判断比率の概要

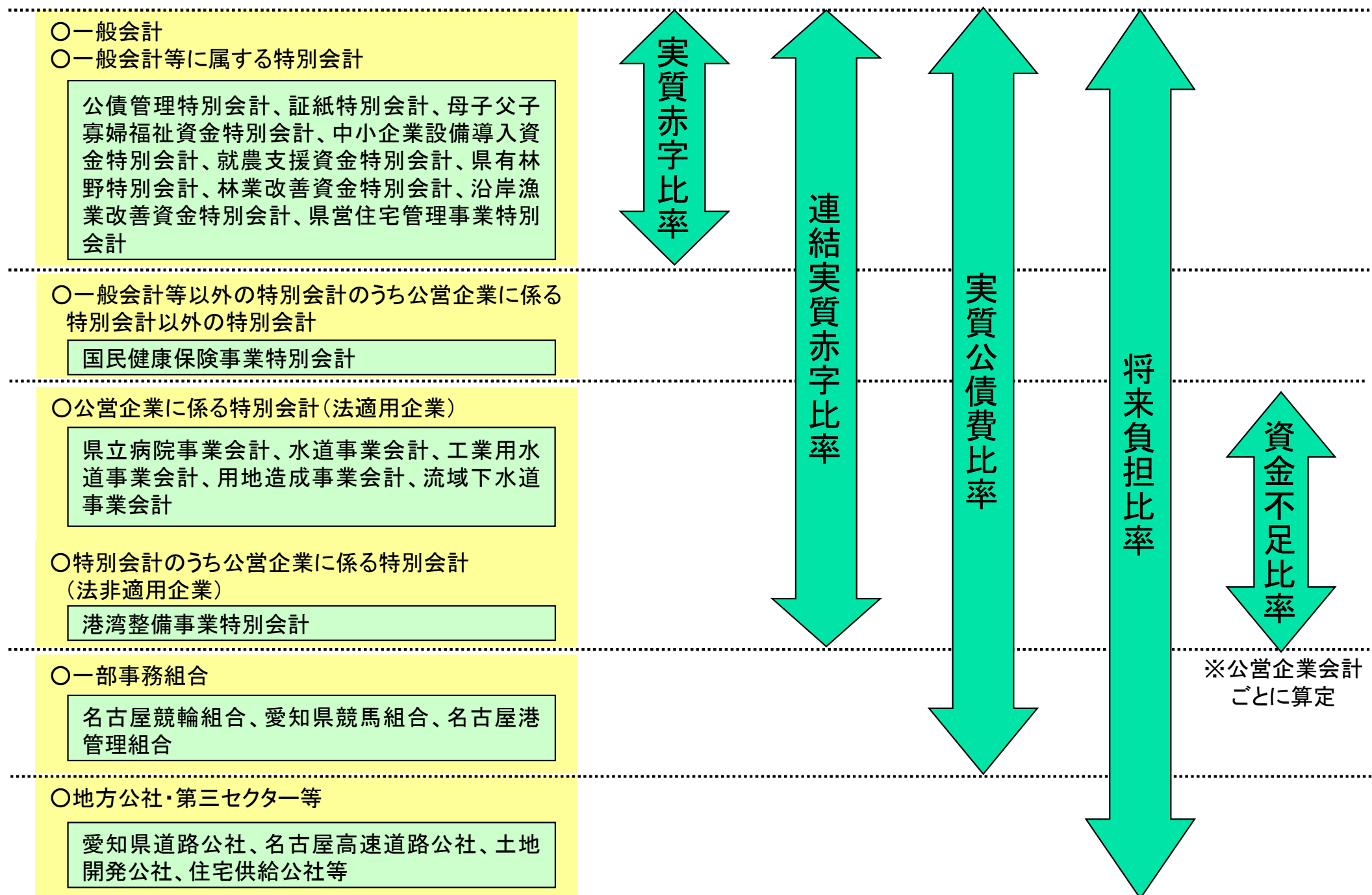
健全化判断比率には、以下の4つの指標があります。そのうち、連結実質赤字比率と将来負担比率は、健全化法の施行に伴い新しく導入された財政指標です。

(1) 指標の趣旨

指 標 名	趣 旨
① 実 質 赤 字 比 率	地方税、地方交付税等の一般財源をその支出の主な財源としている一般会計や一部の特別会計(以下「一般会計等」という。)について、歳出に対する歳入の不足額(いわゆる赤字額)を標準財政規模で除したものの。
② 連結実質赤字比率	全ての会計の赤字額と黒字額を合算し、地方公共団体全体としての歳出に対する歳入の資金不足額を標準財政規模で除したものの。
③ 実 質 公 債 費 比 率	一般会計等の支出のうち、義務的に支出しなければならない経費である公債費や公債費に準じた経費を、その団体の標準財政規模を基本とした額(※)で除したものの3か年間の平均値。
④ 将 来 負 担 比 率	地方公共団体の一般会計等が将来的に負担することになっている実質的な負債にあたる額(将来負担額)を把握し、この将来負担額から負債の償還に充てることができる基金等を控除の上、その団体の標準財政規模を基本とした額(※)で除したものの。

(※) 標準財政規模から元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額を控除した額。

地方財政健全化法の各比率の対象範囲



(2) 各指標の算定式

$$\text{①実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

○実質赤字額＝繰上充用額＋（支払繰延額＋事業繰越額）

- ・繰上充用額＝会計年度終了後に歳入が歳出に不足するとき、翌年度の歳入を繰り上げて充用した額
- ・支払繰延額＝支払義務が生じているにもかかわらず、支払いを翌年度に繰り延べた額
- ・事業繰越額＝地方自治法の例外的な措置として、当年度において執行すべき事業を翌年度の予算に計上し執行した額

$$\text{②連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額（イ＋ロ）－（ハ＋ニ）}}{\text{標準財政規模}}$$

- イ 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
- ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
- ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
- ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

$$\text{③実質公債費比率} = \frac{\begin{array}{c} \text{（元利償還金＋準元利償還金）－} \\ \text{（特定財源＋元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）} \end{array}}{\begin{array}{c} \text{標準財政規模－} \\ \text{（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）} \end{array}} \quad \text{の3か年平均}$$

○準元利償還金の内容

- ① 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等償還をした場合の1年当たりの元金償還金相当額
- ② 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち公営企業債の償還に充てたと認められるもの
- ③ 加入する組合への負担金・補助金のうち、組合が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ④ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
- ⑤ 一時借入金の利子

$$\text{④将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

<将来負担額の内容>

- ① 一般会計等の地方債現在高
- ② 債務負担行為に基づく支出予定額
- ③ 一般会計等以外の会計における地方債の元金償還に充てるための繰出見込額
- ④ 加入する組合等における地方債の元金償還に係る負担見込額
- ⑤ 一般会計等が負担する退職手当支給予定額
- ⑥ 地方公共団体が設立した一定の法人(設立法人)の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ⑦ 受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ⑧ 設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ⑨ 連結実質赤字額
- ⑩ 加入する組合等の連結実質赤字額のうち、一般会計等の負担見込額

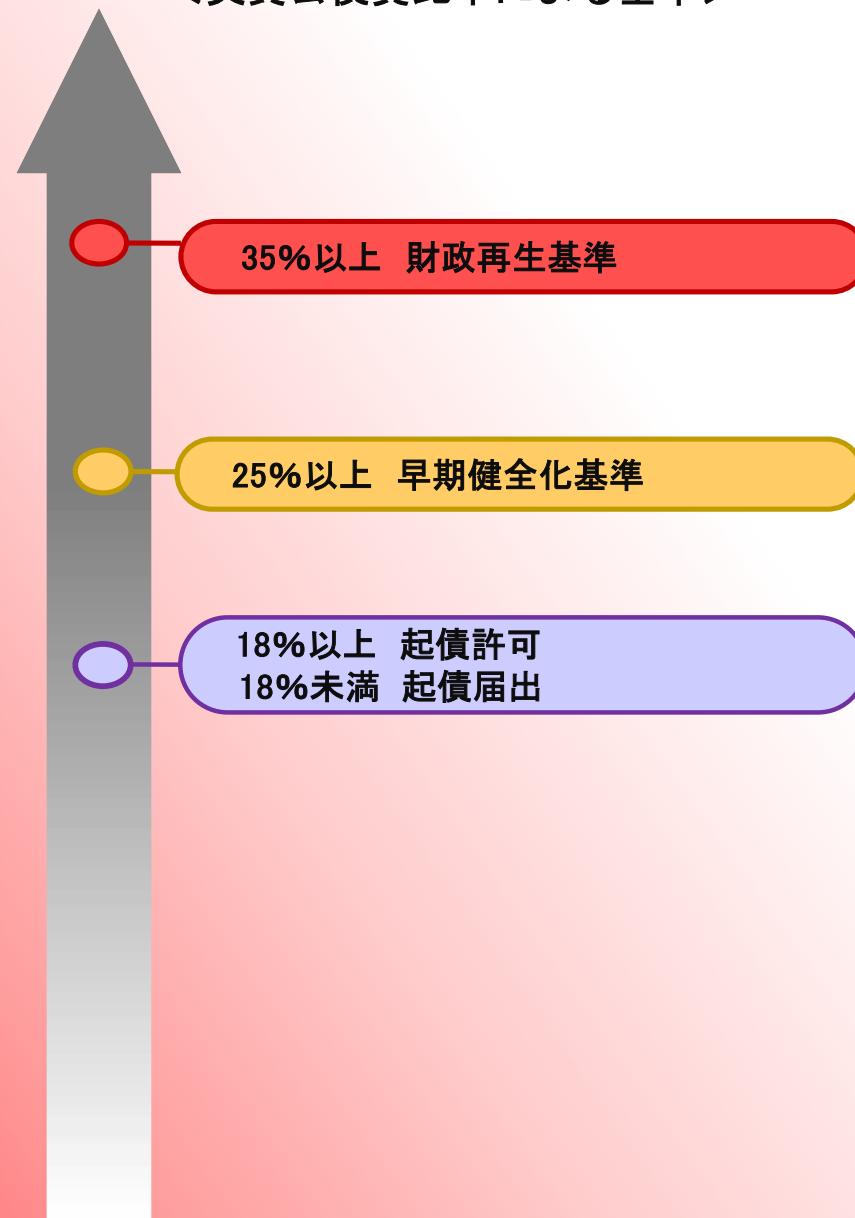
<充当可能基金額の内容>

- ①から⑧までの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金

(3) 実質公債費比率と地方債協議制度

- ◆1999年の地方分権一括法により、2006年度から地方債協議制度に移行しましたが、実質公債費比率は地方債協議制度の例外を適用する基準としても用いられています。
- ◆実質公債費比率が18%以上の団体は、地方債の発行に際して総務大臣の許可が必要です。
- ◆2011年8月に、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第二次地方分権一括法)」が成立し、地方財政法の一部改正により2012年4月から地方債届出制度が導入されました。
- ◆実質公債費比率が18%未満となるなど財政状況の良好な団体は、民間資金債を発行する場合、総務大臣への協議を要せず、届出で済むようになっています。

<実質公債費比率による基準>



3 健全化判断比率の算定結果

2024年度決算に基づき健全化判断比率を算定したところ、いずれの指標も下表のとおり早期健全化基準を下回っています。

指標	2024年度 決算	2023年度 決算	2022年度 決算	早期健全 化基準	財政再生 基準
①実質赤字比率	— (赤字なし)	— (赤字なし)	— (赤字なし)	3.75%	5%
②連結実質赤字比率	— (赤字なし)	— (赤字なし)	— (赤字なし)	8.75%	15%
③実質公債費比率	13.4%	13.2%	13.2%	25%	35%
④将来負担比率	152.0%	162.3%	167.1%	400%	—

各指標の算定結果

① 実質赤字比率

－（赤字なし）

一般会計等の実質収支は黒字であり、実質赤字は生じておらず、実質赤字比率は該当ありません。

※本県の一般会計等には、一般会計と9特別会計（公債管理・証紙・母子父子寡婦福祉資金・中小企業設備導入資金・就農支援資金・県有林野・林業改善資金・沿岸漁業改善資金・県営住宅管理事業）が含まれています。

② 連結実質赤字比率

－（赤字なし）

一般会計等及び一般会計等以外の特別会計のうち公営企業以外の特別会計について、実質赤字は生じておりません。また、公営企業会計についても資金不足を生じていないため、連結実質赤字比率は該当ありません。

※本県の一般会計等以外の特別会計のうち公営企業以外の特別会計には、1会計（国民健康保険事業）が該当し、公営企業会計には、6会計（県立病院事業・水道事業・工業用水道事業・用地造成事業・流域下水道事業・港湾整備事業）が含まれています。

③ 実質公債費比率

13.4%(2023年度決算13.2%)

実質公債費比率は、2023年度決算と比較して0.2ポイント上昇しています。これは、2024年度単年度の比率(13.2%)が、前年度の算定に用いられた2021年度の比率(12.5%)と比較して0.7ポイント上回ったことにより、3か年平均(2022年度～2024年度)としても上昇したものです。

なお、2024年度の単年度の比率は、2023年度単年度の比率(13.6%)との比較では0.4ポイント低下しましたが、これは交付税算定上の税収の増加に伴う標準財政規模の増加により、分母が増加したためです。

<算定基礎>

(単位:億円)

		2020	2021	2022	2023	2024	'24-'23	(参考) '24-'21
分子	元利償還金等(①+②+③-④)	1,565	1,531	1,621	1,667	1,673	6	142
	① 公債費	3,569	3,525	3,615	3,628	3,555	△ 73	30
	② 公債費充当公営企業繰出金	71	70	66	64	61	△ 3	△ 9
	③ 公債費に準ずる債務負担行為等 ※	132	126	119	119	114	△ 5	△ 12
	④ 当該年度公債費等交付税算入額	2,207	2,190	2,179	2,144	2,057	△ 87	△ 133
	うち臨時財政対策債等に係る算入額	1,524	1,590	1,625	1,651	1,588	△ 63	△ 2
分母	⑤-④	11,528	12,211	11,824	12,260	12,696	436	485
	⑤ 標準財政規模	13,735	14,401	14,003	14,404	14,753	349	352
	④ 当該年度公債費等交付税算入額	2,207	2,190	2,179	2,144	2,057	△ 87	△ 133
分子／分母(実質公債費比率)		13.6%	12.5%	13.7%	13.6%	13.2%	—	—
2024年度決算('22～'24の3か年平均)				13.4%				
2023年度決算('21～'23の3か年平均)			13.2%					
2022年度決算('20～'22の3か年平均)		13.2%						

※ 2024年度:土地改良事業等負担金(75)、名古屋港管理組合負担金(27)、損失補償(8)等

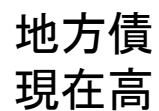
152.0%(2023年度決算162.3%)

将来負担比率は、2023年度決算と比較すると、10.3ポイント低下しています。

これは、地方債の償還等に充てることができる基金残高の増加により、分子が減少したことに加え、交付税算定上の税収の増加に伴う標準財政規模の増加により、分母が増加したことによるものです。

()は2023年度決算数値 は増減

将来負担額



54,154
(54,715)

△561

+

債務負担行為に基づく
支出予定額

489
(550)

△61

+

債權組合・企業・公債
債權組合・企業・公債
債權組合・企業・公債

1,270
(1,208)

+62

+

退職手当
支給予定額

3,840
(3,806)

+ 34

+

一部事務組合、公社、第三セクター等負担見込額

159
(156

+3

充当可能
基金・交付税
算入見込額

40,603
(40,532)

+71



14,753
(14,404)

+ 349

元利償還金等に係る
交付税算入額

2,057
(2,144)

 $\Delta 87$

(19.904億円)

△595

(12,260億円)

+436

(162.3%)

 $\Delta 10.3$

<将来負担額の内訳>

(単位:億円)

項目		2024決算	2023決算	'24-'23	摘要
A	地方債現在高	54,154	54,715	△ 561	特例的な県債29,969⇒28,959(△1,010) 通常の県債24,746⇒25,195(+449)
B	債務負担行為に基づく支出予定額	489	550	△ 61	水資源機構営事業負担金452⇒387(△65)
C	公営企業債繰入見込額	876	835	41	2024年度末企業債現在高×繰入見込率(直近3か年平均)
D	加入する組合に係る地方債償還負担額	394	373	21	名古屋港管理組合の地方債残高に係る本県償還負担見込額の増
E	退職手当の支給予定額	3,840	3,806	34	一般会計等で負担する職員が2024年度末で退職したと仮定した場合に 支給すべき退職手当の額 給料表の引上げ改定に伴う増
F	設立法人の負債等に係る負担見込額	159	156	3	
	・愛知県土地開発公社	0	0	0	負債額-現預金等-国・県の依頼土地取得予定額<0
	・愛知県道路公社	0	0	0	借入金残高-(将来収支見込額+損失補てん引当金)<0
	・名古屋高速道路公社	0	0	0	
	・愛知県住宅供給公社	29	29	0	県の損失補償残高292⇒288×算入率(Aランク10%)
	・愛知臨海環境整備センター	12	5	7	県の損失補償残高52⇒39×算入率(Aランク10%⇒Bランク30%)
	・制度融資等	118	122	△ 4	県損失補償残高×平均残存年数×'24損失補償実行率
G	受益権を有する信託に係る負担見込額	0	0	0	信託事業に係る負債額-信託事業に係る資産額<0
H	設立法人以外への貸付金に係る負担見込額	0	0	0	算定対象となる貸付金なし
I	組合連結実質赤字額	0	0	0	
小 計 ①		59,912	60,436	△ 524	
J	充当可能基金	13,794	12,311	1,483	減債基金10,057⇒10,257(+200) 財政調整基金1,522⇒2,835(+1,313)
K	充当可能特定歳入	550	577	△ 27	
L	交付税算入見込額	26,259	27,644	△ 1,385	2024年度末将来負担額59,912に係る交付税算入見込額
小 計 ②		40,603	40,532	71	
差 引 ①-②		19,309	19,904	△ 595	

} ※

※ 算入率は、法人の経営状況や法人の損失補償付債務の元利償還金に対する県の支援割合等による判定から、5段階評価(A～E)で判定した結果によるものです。

4 資金不足比率の概要

(1) 指標の趣旨

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況を判断するのが、「資金不足比率」です。

(2) 経営健全化基準

公営企業の資金不足比率が経営健全化基準である20%以上となった場合は、資金不足比率を公表した年度の末日までに経営健全化計画を定めなければなりません。

(3) 資金不足比率の算式

資金不足比率＝ 資金の不足額(注1)÷事業の規模(注2)

(注1) 資金の不足額

- ・法適用企業＝流動負債※1－(控除企業債等＋控除未払金等＋PFI建設事業費等)＋資産形成以外の目的で発行した企業債残高－流動資産※2－解消可能資金不足額※3
- ・法非適用企業＝歳出額＋資産形成以外の目的で発行した企業債残高－歳入額－解消可能資金不足額※3

(注2) 事業の規模

- ・法適用企業＝営業収益の額－受託工事収益の額※4
- ・法非適用企業＝営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額

※1 流動負債

1年以内に支払期限又は償還期限の到来する債務。一時借入金、企業債、未払金、引当金、PFI事業費等などが含まれる。

※2 流動資産

現金、預金、未収金などのように1年以内に現金化することができる資産から貸倒引当金を控除したもの。地方財政健全化法上、用地造成事業会計が保有する販売用土地もここに含まれる。

※3 解消可能資金不足額

事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。

※4 宅地造成事業のみを行う場合の事業規模

資本＋負債＋PFI建設事業費等のうち流動負債に係るリース債務

5 資金不足比率の算定結果

各公営企業における「資金不足比率」については、2023年度決算と同様に資金不足を生じた公営企業はないため、該当ありません。

(1) 企業会計(地方公営企業法適用事業)

(単位:億円)

事業名	資金不足 比率(A/B)	資金不足額 (A) ①-②-③	流動負債等 ①	流動資産等 ②	解消可能資金不足額 ③	事業の規模 (B)
県立病院事業	— (—)	0 (0)	73 (67)	66 (73)	11 (—)	349 (334)
水道事業	— (—)	0 (0)	66 (55)	294 (278)	— (—)	290 (285)
工業用水道事業	— (—)	0 (0)	47 (32)	138 (125)	— (—)	129 (128)
用地造成事業	— (—)	0 (0)	58 (43)	644 (632)	— (—)	1,465 (1,412)
流域下水道事業	— (—)	0 (0)	50 (58)	115 (117)	— (—)	147 (142)

※資金不足額がない場合(A欄が負数となる場合)は、資金不足額を「0」で、資金不足比率を「-」で表示しています。

※()は2023年度決算の比率等を表示しています。

(2) 公営企業である特別会計(地方公営企業法非適用事業)

(単位:億円)

事業名	資金不足 比率(A/B)	資金不足額 (A) ②+③-①	歳入①	歳出②	翌年度 繰越額③	事業の規模 (B)
港湾整備事業	— (—)	0 (0)	44 (45)	40 (42)	0 (0)	14 (14)

※資金不足額がない場合(A欄が負数となる場合)は、資金不足額を「0」で、資金不足比率を「-」で表示しています。

※()は2023年度決算の比率等を表示しています。

6 財政用語解説

標準財政規模	標準的に収入が見込まれる地方税、地方交付税をはじめとした一般財源の規模を示す指標です。地方公共団体が通常水準の行政サービスを提供する上で必要な一般財源の目安となる数値で、財政分析や財政運営の指標算出のためなどに広く利用されます。
公営企業会計	地方公共団体が行う行政活動のうち、水道、病院など企業活動として行うものを経理する会計で、その活動に要する経費は税金ではなく、原則として利用者の負担する料金によって賄われます。本県では、5つの企業会計(県立病院事業・水道事業・工業用水道事業・用地造成事業・流域下水道事業)と公営企業会計として取り扱われる1つの特別会計(港湾整備事業)が該当します。
債務負担行為	1つの事業や事務が単年度で終了せず、後の年度においても支出しなければならない場合には、あらかじめ後の年度の債務を約束することを予算で決めておきます。これを債務負担行為といいます。
地方債	地方公共団体が学校を建てたり、道路や河川を整備するなど、多額の費用を一時に必要とする建設事業を行うとき、その財源を確保するとともに、施設等を利用する将来の住民との間で負担の公平化を図るため、当該団体の信用において、長期の資金借入を行うものです。
地方交付税	地方公共団体間の地域格差をなくし、一定の行政水準を確保できるようにするため、各地方公共団体ごとに標準的な財政需要(基準財政需要額)と標準的な税収入等(基準財政収入額)を算定し、財源不足額が生じる場合に国から交付されるものです。

おわりに

2024年度決算の算定結果において、3か年平均で算定される実質公債費比率は13.4%と前年度と0.2ポイント上昇しました。なお、2024年度単年度の比率(13.2%)は、2023年度単年度の比率(13.6%)に比べ0.4ポイント低下しました。また、将来負担比率は152.0%と前年度(162.3%)から10.3ポイント低下しました。

二つの指標とも健全な水準にありますが、今後とも、あいち行革プラン2025の取組を着実に進め、さらなる財政の健全化に向けて一層努力を重ねてまいります。

県民の皆様のより一層のご理解とご協力をお願いします。

- ・ 表示単位未満を原則四捨五入して表示しているため、内訳と合計が一致しない場合があります。
- ・ 2025年度当初予算の詳細については、愛知県ホームページ「予算の概要(<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/zaisei/0000007064.html>)」をご覧ください。